

未来に残す郷土の遺跡

～雲仙市の埋蔵文化財について～



文化財登録シンボルマーク

このシンボルマークは、ひろげた
両方の手のひらのパターンによって、
日本建築の重要な要素である斗栱
(組み物) のイメージを表わし、
これを三つ重ねることにより、文化
財という既成の概念を跳出、開拓、
未来に向け希望と伝承していくと
いう愛護精神を象徴したもので。



長崎県雲仙市教育委員会

文化財の種類

文化財は、国や私たちの歴史・文化を正しく理解するために欠くことのできない貴重な遺産であり、また、未来の文化の向上発展の基礎となるものです。貴重な文化財を保護・保存することは、未来の郷土の発展のために取り組まなければならないことです。

埋蔵文化財はさまざまな「文化財」のひとつで、厳密に言うとその名のとおり「土地に埋蔵されている文化財」で、通常はその存在を目で見ることはできません。しかしながら古墳や城跡などの「記念物」も含めた「遺跡」という呼び方であらわされるのが一般的です。また、文化財保護法では「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼んでいます。

★いろいろな文化財

文化財	有形文化財	(指定) 一重要文化財一 (特に価値の高いもの) 一国宝 (登録) 一登録有形文化財 (建造物のみ)
	無形文化財	(指定) 一重要無形文化財 (選択) 一記録作成等の措置を講ずべき無形文化財
	民俗文化財	有形の民俗文化財 (指定) 一重要有形民俗文化財 無形の民俗文化財 (指定) 一重要無形民俗文化財 (選択) 一記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財
	記念物	(指定) 史跡一 (特に重要なもの) 一 (指定) 一特別史跡 (指定) 名勝一 (特に重要なもの) 一 (指定) 一特別名勝 (指定) 天然記念物一 (特に重要なもの) 一 (指定) 一特別天然記念物
	文化的景観	一 (市町村が決定) 一重要文化的景観
	伝統的建造物群	一 (市町村が決定) 一伝統的建造物群保存地区一 (選定) 一 重要伝統的建造物群保存地区
	文化財の保存技術	一 (選定) 一選定保存技術
	埋蔵文化財	

雲仙市の国指定・国選定文化財

有形文化財	旧鍋島家住宅 (国見町)
登録有形文化財	雲仙観光ホテル (小浜町)
特別名勝	温泉岳 (小浜町ほか)
天然記念物	土黒川のオキチモズク発生地 (国見町) 池ノ原みやまきりしま群落 (小浜町) 原生沼野植物群落 (小浜町) 野岳いぬつけ群落 (小浜町) 地獄地帯しきどうだん群落 (小浜町) 普賢岳紅葉樹林 (小浜町)
重要伝統的建造物群保存地区	雲仙市神代小路伝統的建造物群保存地区

雲仙市の県指定文化財

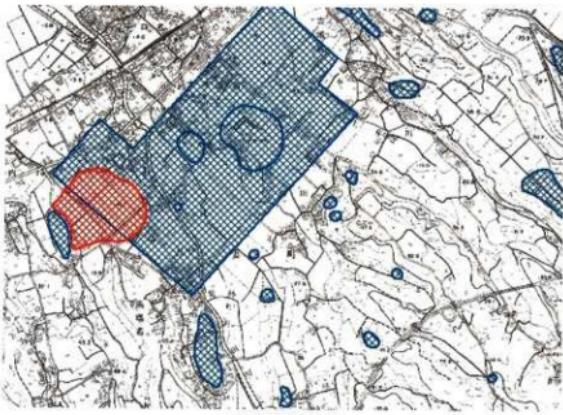
史跡	鬼の岩屋 (国見町)
	小浜町土手之元のキリストン墓碑 (4基)
	小浜町椎山のキリストン墓碑
	小浜町茂無田のキリストン墓碑
天然記念物	南串山町のキリストン墓碑 (3基)
天然記念物	長栄寺のひいらぎ (国見町)

もし、「周知の埋蔵文化財包蔵地」(=遺跡)の中で土木工事等を計画したら

埋蔵文化財は、本来そのまま地中に保存することが望ましいのですが、住宅や店舗の建設、道路建設や田畠の整備など、地中の埋蔵文化財に影響を及ぼすと考えられる土木工事を行う場合には、文化財保護法の規定に基づき届出などの対応が必要となります。

★土木工事等を計画したらまず、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の照会を！

計画予定地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」かどうかを調べるには、雲仙市教育委員会生涯学習課に設置してある遺跡地図を参照してください。長崎県のHP（長崎県遺跡情報システム）でも確認できます。しかしながら新たに遺跡が追加されたり、遺跡範囲が拡大されたりすることもあり、必ず教育委員会に問い合わせてどのような対応が必要か確認ください。自分だけの判断ではトラブルの原因にもなりかねません。また、雲仙市役所では、建築確認申請や開発申請、農地転用など、土地利用についてはさまざまな申請等を取り扱っていますが、埋蔵文化財の保護及び工事のスムーズな進行のためにも、まずは教育委員会へ問い合わせください。



長崎県遺跡地図

★計画予定地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」だったら

計画予定地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」であれば、文化財保護法の規定に基づいた対応が必要で、工事着手の60日前までに、文化財保護法第93条「埋蔵文化財発掘（※）の届出」を提出することとな

ります。その後必要に応じて、試掘調査や発掘調査を行う場合もあります。しかしながら、工事計画の内容によっては調査の必要がないこともあります。「遺跡が出るともう工事できない」等の話を聞くことがありますが、決してそのようなことはありません。地中の埋蔵文化財の状況や工事内容によってその後の取り扱いが決まりますので、まずは教育委員会へ問い合わせください。



発掘調査の様子

※93条の「埋蔵文化財発掘の届出」の中の「発掘」とは発掘調査ではなく、地面を掘削する意味の発掘です。

どのように発掘調査をするのか

雲仙市には200箇所を超える「周知の埋蔵文化財包蔵地」（以下、遺跡という）があります。工事によって遺跡に影響がある場合は、やむをえず発掘調査を実施します。「遺跡」からは、私達の祖先が暮らしていた当時の、住居跡や生活用具（土器や石器）およびお墓などが発見されます。これらの文化財を丁寧に掘り出し、写真や図面をとり、記録を作ります。本来であれば地中にそのまま「残す」のが最もよいのですが、発掘調査を行うことによって記録として未来へ「残す」こととなります。

発掘調査は遺跡のすべてを調査するわけではありません。まず、土木工事等の内容を検討し、地中にそのまま残る部分と、工事により壊れてしまう部分をしっかりと把握します。そして壊れてしまう部分、及び工事により今後二度と発掘調査ができなくなる部分（道路や建物の下の部分など）のみ調査を行います。発掘調査でどんなに細かく記録をとっても、現地に保存する以上の保護はできませんし、調査が終われば遺跡はなくなってしまいます。すなわち「発掘調査も一種の遺跡を壊す行為」となります。できるだけ少ない面積の調査ですむよう工夫し、私たちの祖先の歴史を保存・保護していきます。

発掘調査の基本

★右の写真は、遺跡の土層断面です。色の違う土が何枚も重なっているのがわかります。土の色は、堆積した時代によって異なり、発掘調査はこの色の違う土層ごとに調査を行います。この土層は、下のものほど古く、上の土層になるにつれ新しくなる特徴があります。したがって、それぞれの土層に含まれる土器・石器・住居跡の時代の「古い・新しい」の判断は、土層の重なりをみれば一目瞭然です。



★左の写真は古墳時代の「堀」の調査の様子です。深さ約1m、幅約2mの堀の中にたくさんの中器が発見されました。これらは使用しなくなったものを捨てたものと考えられます。堀の底には50cmほど泥がたまり、その上部で土器が見つかっています。「堀」は泥がたまって浅くなれば役に立ちません。したがって「堀」が必要なくなり、その後土器も必要なくなり捨てられたと考えられます。土の重なりや土器の出土状況でその遺跡がどのような歴史をたどってきたかが判ります。

雲仙市にはどのような遺跡があるのでしょうか

雲仙市内では200箇所を超える遺跡が発見されています。最も古い遺跡は約3万年前。日本の歴史を紐解く上でも大変に貴重な遺跡が数多く発見されています。

旧石器時代（13,000年以前）

龍王遺跡（国見町）

遺跡からは約3万年前の旧石器時代から、縄文時代・弥生時代・奈良平安までの多くの発見がありました。最も古い約3万年前の石器は県内でも最古級のものです。発見された石器はナイフ形石器と呼ばれるもので、ガラス質の岩石である黒曜石を割り、その鋭い割れ口の部分を道具の「刃」として利用します。当時は主に狩猟を行い、食料を獲得していた時代で、発見された石器は動物を狩る時のやり先や、動物を解体する道具などとして使用されました。黒曜石は島原半島ではほとんど手に入れることができず、遠く佐世保方面のものが使われており、当時の古代人の生活範囲の広さが伺えます。このほかに百花台遺跡（県立百花台公園）でも同様の石器が見つかっています。百花台公園の芝生の下には遙か古代人の生活の跡が眠っています。

（表紙の黒曜石も龍王遺跡の出土品です）



龍王遺跡の石器

縄文時代（13,000年前～2,500年前）

弘法原遺跡（吾妻町）



弘法原遺跡の石鎌・石皿・磨石

縄文時代早期（約8,000年前）の大規模遺跡で、多くの縄文土器や石器が発見されています。土器は「押型文土器」と呼ばれるもので、土器の表面にシグザグの山形や格子目の模様、また、細かい楕円模様が施されているのが特徴です。遺物の出土量が非常に多く、狩猟の道具である「石鎌」と同様に、植物加工用の「石皿」や丸い「磨石」等も多く発見されていることから、狩猟を行うだけの移動生活ではなく、「定住して生活」を行っていた大規模な集落跡と考えられます。出土した縄文土器は「弘法原式土器」と型式設定され、学術的にも非常に貴重な遺跡です。



弘法原遺跡の土器の文様

朝日山遺跡（小浜町）

小浜の温泉街を見下ろす丘陵地帯に広がる遺跡で、縄文時代晩期（約3,000年前）の土器や石器が発見されています。昭和55年に発掘調査が行われ、大量の遺物が発見されており、縄文時代の集落跡と考えられています。発見された土器には表面が綺麗に磨かれた物と、粗い仕上げのものがあり、用途によって作製方法や形も違うと考えられます。また、植物で編んだムシロ形状の網目模様が残された土器なども見つかっています。遺跡周辺には「小浜小校庭遺跡」「小浜黒谷遺跡」など縄文時代の遺跡が密集しています。当時から小浜の湯煙は立ち上っていたのでしょうか。



弥生時代（2,500年前～1,700年前）

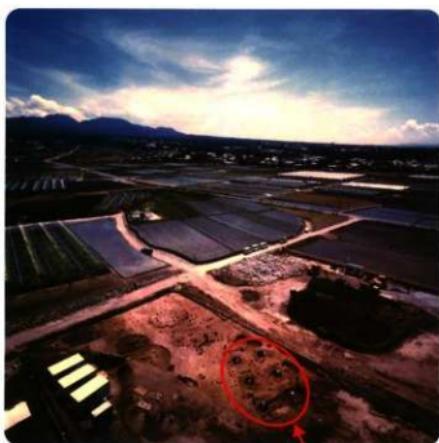
伊古遺跡（瑞穂町）

伊古遺跡は、瑞穂町西郷小学校西側の水田地帯に広がる遺跡で、縄文時代から中世の遺跡です。縄文時代草創期の土器や石器群は県内でもまれな発見です。また、中世の中國製陶磁器が大量に発見されており、盛んに交易を行っていたことも判明しました。遺跡の出土品の中では、特に弥生時代の遺物の出土が多く見られ、「環濠集落」と呼ばれる大規模な集落があったと考えられます。住居の跡と考えられるものや壙棺などが見つかっており、当時の生活ぶりがしのばれる発見が見られます。



伊古遺跡の壙棺

佃遺跡（国見町）



佃遺跡の竪穴住居と掘立柱建物

伊古遺跡と同様、弥生時代の環濠集落で、県内でも最大の竪穴住居や、多くの壙棺などのお墓が発見されています。また、柱の直径が50cmほどもある巨大な6本柱の掘立柱建物も見つかっており、集落の中心的な建物と考えられます。集落をめぐる環濠は2重に検出されており、かなり大規模な集落跡と推測できます。また、多くの石包丁が見つかっており、稻作を行っていたことも判明しました。また、続く古墳時代の初めごろの住居跡や土器類も多く見つかっており、弥生時代から古墳時代にかけての、地域の拠点的な遺跡であったと考えられます。

（表紙左下の竪穴住居が県内最大のものです）

古墳時代（1,700年前～1,400年前）

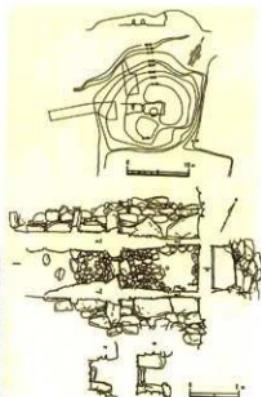
守山大塚古墳（吾妻町）・高下古墳（国見町）・柿ノ本古墳（瑞穂町）・一本松古墳（愛野町）など
雲仙市には多くの古墳があります。表紙の写真（右上）は守山大塚古墳です。県内最古の前方後円墳で、4世紀前半に作られたと考えられます。古墳は地域豪族のリーダーのお墓で、4世紀から6世紀頃にかけて盛んに作られます。高下古墳は県指定史跡に指定されており、多くの装飾品が見つかっています。柿ノ本古墳や一本松古墳からも調査において多くの出土品が見つかっており、当時の豪族の暮らしぶりが分かります。いずれの遺跡も現地で見学することができます。



高下古墳装飾品



守山大塚古墳の葺石（基礎の石）



一本松古墳の実測図

歴史時代

土歛の池（千々石町）・釜蓋城（千々石町）・キリストン墓碑群（小浜町・南串山町）など
その後の歴史時代になるとさらに多くの遺跡があり、紙面では紹介することができないほどです。「土歛の池」は西暦700年代に編纂された古文書「肥前國風土記」に記載のある池で、現在の千々石町にあったことが予想されており、「ぢぢわ」の地名は「ひじわ」が変化したものと考えられています。また、同じく千々石町には天正遣欧少年使節の「千々石ミゲル」の父、千々石淡路守直貞のお城である「釜蓋城跡」があり、現在は多くの桜の花が咲く見事な公園となっています。市南部にはキリストン関連の遺跡が多く見られ、南串山のキリストン墓碑「里阿んの墓」は県の史跡に指定されています。また、小浜町土手之元のキリストン墓碑も県の史跡に指定されており、半円柱蓋型の墓碑の正面には見事な花十字文が刻まれ、慶長9年の碑銘は寝棺型のものでは日本最古のものと考えられ、当時のキリストン文化を知る上で貴重な資料です。

このほかにも数多くの遺跡が発見されており、雲仙市内には約3万年前から現在まで続く祖先の歴史がその地下に眠っています。

これらの遺跡を保護し未来へ伝えていくことは、現在を生きている私たちへ課せられた重要な使命です。未来の雲仙市へ、このすばらしい文化遺産を引き継いでいくために、市民の皆様一人一人のご協力をお願いします。



小浜町土手之元のキリストン墓碑



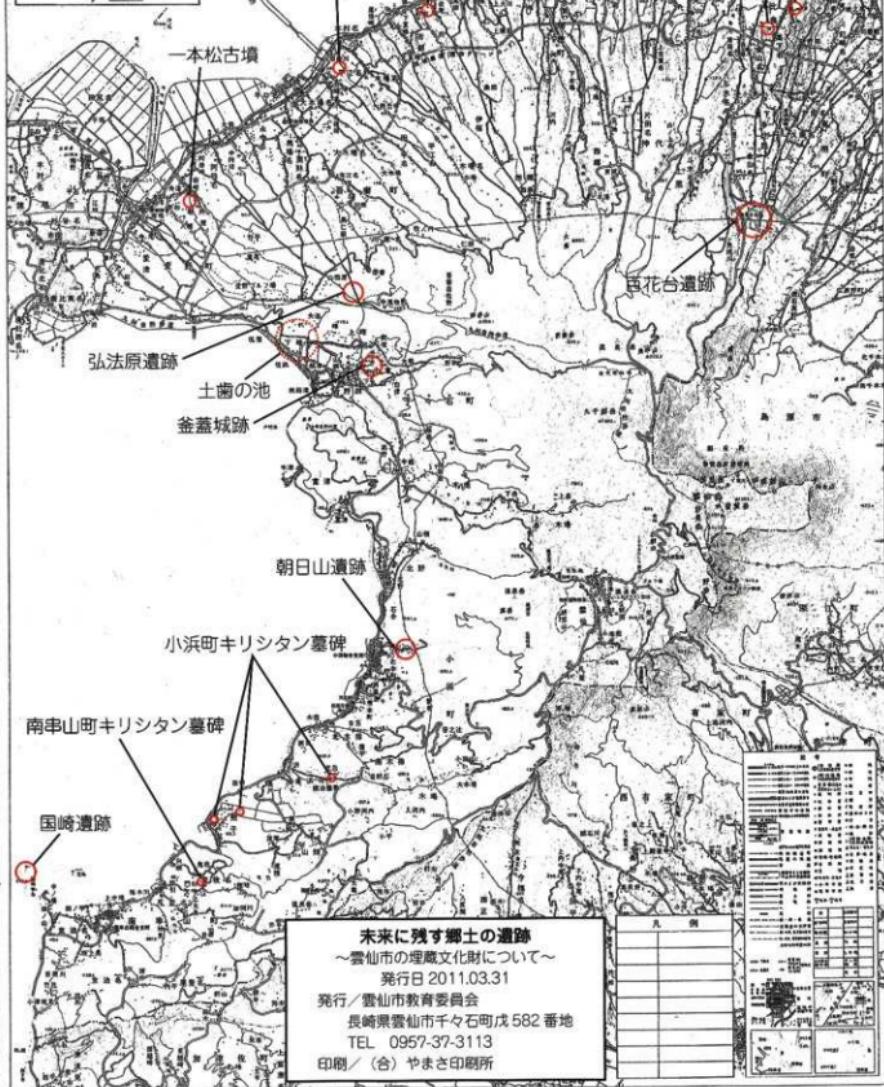
南串山町キリストン墓碑
「里阿んの墓」

雲仙市管内図

平成十七年十月

「雲仙市の主な遺跡」

(一部の遺跡は市HPで紹介しています)



未来に残す郷土の遺跡

～雲仙市の埋蔵文化財について～

発行日 2011.03.31

発行／雲仙市教育委員会

長崎県雲仙市々石町戊 582 番地

TEL 0957-37-3113

印刷／(合)やまさ印刷所

九	八	七	六	五	四	三	二	一
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○

